

防災 地域情報流通システムで街に安全安心を！ 不審者情報などをメールで配信します

市及びNPO愛知ネットワークでは、内閣府とともに実施している「地域情報流通システム」による《安全・安心》プロジェクトの一環として、防犯・防災情報を携帯電話やパソコンに配信するサービスを開始します。

登録希望者は、1月15日から登録が可能で、配信は2月1日から開始します。なお、3月末日までは試行期間とし、支障がなければ4月以降、自動的に本格稼働します。

●提供する情報

不審者情報 ↓主に市教育委員会へ伝えられた不審者・変質者の情報など
 防災情報 ↓気象警報・東海地方における震度3以上の地震情報・避難所開設情報など

※不審者情報の提供は原則として市役所が開庁している時間帯です。(土・日曜日、祝日、休日、年末年始は配信しません)

※試行期間(2月1日～3月末日)にアンケートなどにご協力いただくことがありますので、ご了承ください。

問い合わせ▼市民活動課またはNPO愛知ネットワーク
 ☎(76)985352

登録方法

■携帯電話の場合

携帯電話で直接下記のURLにアクセスしてください。読取機能のある携帯電話の場合、左記の専用二次元バーコードから読み取りも可能です。
 登録URL = <http://www.a-ansin.jp/>



■パソコンの場合

下記のURLにアクセスしてください。また、市ホームページ「望遠郷」にリンクがあります。
 登録URL = <http://www.a-ansin.jp/>
 望遠郷 = <http://www.city.anjo.aichi.jp/>

■解除するときは

携帯電話→直接下記のURLにアクセスするか、左記の専用二次元バーコードから読み取ってください。解除URL = <http://www.a-ansin.jp/w>
 パソコン→登録時と同じURL (<http://www.a-ansin.jp/>) にアクセスしてください。

利用条件・注意事項

▷携帯電話・パソコンがインターネット及びEメールを使える契約になっている必要があります。
 ▷登録してあるアドレス以外は着信拒否をするなどの設定がしてある場合は、発信先からのメール(アドレス = navi@a-ansin.jp) を拒否しないような設定に変更してください。
 ▷情報は無料ですが、登録及びメール受信にかかる通信料は自己負担です。
 ▷提供する情報は、日本語のテキスト(文字)で、携帯電話端末に対する配信を前提に作成します。

▷ご利用の通信機器の状態・環境や障害などによりメールが届かないことや、遅れる場合があります。
 ▷このサービスは情報配信のみで、問い合わせには対応できません。
 ▷メールアドレスを変更した場合は、登録情報の修正をお願いします。
 ▷登録されたメールアドレスへの配信が未着信となる場合、登録者に通知することなく配信を停止、または登録を削除することがあります。
 ▷送信機器の障害などにより、通知することなく配信を休止することがあります。

交通災害共済を廃止します

交通災害共済制度は、自動車の普及に伴って激増する交通事故が社会問題となったため、その救済制度として昭和44年から開始しました。しかし、近年では民間の多種多様な保険などが普及、充実したことに伴い、加入者数は年々減少傾向にあります。

こうした社会情勢などの変化に応じ、市が直接この制度を運営していく必要性が薄れたと考えられるため、平成18年3月31日をもって交通災害共済制度を廃止することになりました。

この共済制度に対して、市民の皆様からご理解、ご協力をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。

なお、廃止後も共済会員が平成17年度の共済期間中に遭った交通事故に対しては、事故発生の日から1年間は見舞金の請求ができますので、忘れないようにお願いします。

問い合わせ▼市民安全課

税

オートバイ・軽自動車の名義変更や廃車の手続きは3月までに

軽自動車税(オートバイを含む)は、毎年4月1日現在の所有者に対して1年分が課税されます。車を他人に譲ったり、廃棄したりして現在所有していなくても、手続きをしないと3月まで課税される

こととなります。3月までに左表の場所で手続きを済ませてください。なお、3月下旬は大変混雑しますので、お早めをお願いします。

車の種類	手続き先
1 原動機付自転車(125ccまでのオートバイ) 小型特殊自動車(トラクター、フォークリフトなど)	市役所市税課、南 北 部・桜井支所、 部出張所
2 軽自動車(四輪・三輪)	愛知県軽自動車検査協会愛知主管事務所三河支所(岡崎市江口町3丁目5-1/☎0564<53>5144)
3 軽二輪車(125ccを超え、250ccまでのオートバイ)	愛知県軽自動車協会三河分室(岡崎市江口町3丁目5-2/☎0564<53>5351)
4 二輪の小型自動車(250ccを超えるオートバイ)	愛知運輸支局西三河自動車検査登録事務所(豊田市若林西町西葉山46/☎0565<52>2417)

※2～4は、安城知立自家用自動車組合(安城商工会議所内☎(76)3451)でも代行しています。

問い合わせ▼市税課

道路の損傷箇所を見つけたらお知らせください

道路の穴ぼこ・陥没、ガードレール・カーブミラーの損傷、側溝などの破損、照明灯の球切れ及び常時点灯がありましたら、維持管理課へご連絡ください。



問い合わせ▶維持管理課

募集

平成18年度安城市民憲章活動助成事業を募集します

安城市民憲章推進協議会では、市民団体が自ら企画し、実施する公益的な事業に対し、経費の一部を負担する「安城市民憲章活動助成事業」の対象事業を募集します。

●対象団体 構成員5人以上の市内で活動する市民団体で、構成員の過半数が市内在住・在勤であること。また、特定の地域を限定せずに活動していること。

●対象事業 市民団体が自ら企画し実施するもので、広く市民全体を対象とし、環境・福祉・まちづくり・青少年健全育成など市民憲章の5つの項目(21ページ参照)に該当する公益的な事業

※他の補助金、助成金などを受けている事業や営利・宗教・政治活動を目的とする事業、町内会や子ども会などが、それぞれの地域で行う活動は対象になりません。

●助成方法 助成対象事業に要する経費の2分の1、または、当該経費から入場料その他これに類する収入を引いた額のいずれか少ないほうの額(上限10万円)を協議会が負担します。

●その他 事業採択の可否は、協議会で決定し、書面でお知らせします。また、協議会総会で助成対象事業の

活動を発表していただきます。

●平成17年度の採択事業

●安城市民のための「障害者の中部国際空港利用調査報告」(安城市ボランティア連絡協議会)

●みんなで助け合い住みよいまちづくりの啓発グッズをつくる(ふれあいえのき)

●平成18年新春風展(桜井風保存会)

●申し込み 次の①～④を持って、1月15日(月)～2月28日(火)の午前9時～午後5時に同協議会事務局(文化センター内)へ

①持つてくるもの

- 活動助成事業申請書(同センターで配布。生涯学習課生涯学習係のホームページからダウンロードもできます)
- 事業計画書(任意の様式で)
- 収支予算書(任意の様式で)
- 会則・規約・定款など団体の概要がわかるもの

問い合わせ▼安城市民憲章推進協議会事務局(文化センター内)☎(76)51515